

第五條

會社係ニ於テ不の解雇ノ際ハ例ヒ短期ガノ勤勞者ト
虽モ日給金四ヶ月分以上支給セラルキ事

尚家族同居者ニシテ扶養義務ヲ有スル者ハ家族

救済費トシテ金給付田支出サレキコト

但シ内傷ノ者モ之ニ準ズ

依願解僱者ニ於テ滿一ヶ年ニ限リ日給一ヶ月分ヲ

支給サレキコト

但シ爾後一ヶ月經過ノ者ハ日給一日分ヲ加算サ

レタキコト

第六條

普通昇給ニ於テ六ヶ月以上勤勞如何ニ拘ラズ昇給ノ

資格アルコト

第七條

軍人ノ應集者ニ於テハ日給半日分ヲ支給セラルキコト

第八條

今回ノ事件ニ際シ他社ニ犠牲者ヲ出サハルコト

右八ヶ條ヲ以テ神戸労働工組合員一同ハ嘆願也

大正十年七月廿七日

神戸労働工組合員一同

三菱内燃機製造株式會社神戸工場所長殿

印中